

令和 7 年(2025 年)2 月 7 日

報道機関各社 様

国民健康保険料の算定誤りについて

このたび、国民健康保険料について、誤った保険料を被保険者に請求していた事案が発生しましたのでお知らせいたします。

対象の皆さまに深くお詫び申し上げるとともに、今後同様の事案が発生することのないよう、再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

同じ世帯の中に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合、移行から 8 年間は国民健康保険料の激変緩和措置※を適用すべきところ、システム構築時のプログラムミスにより、激変緩和措置期間中に札幌市に転入された場合に限り、移行から 7 年間は措置対象期間とし、1 年分の減額が行われなかったもの。

※ 国民健康保険料のうち、医療分と支援金分の平等割額について、移行から 5 年間は半額、その後の 3 年間は 4 分の 1 を減額する措置。申請は不要。

2 判明した経緯

激変緩和措置を適用する際には、システムに適用開始年月を入力すると終了年月が自動計算される仕組みとなっているが、区役所で新規適用する際に措置対象期間が 7 年間となる不具合が発見された。

調査の結果、前住地で激変緩和措置が適用された被保険者が、札幌市に転入後も引き続き措置適用となる場合において、システムの処理が誤っていることが判明したため、その他の対象世帯について確認したところ、複数世帯に影響を及ぼしていることが判明した。

3 対象者数・減額となる保険料

- ・対象者数：3 世帯
- ・減額となる保険料：A 氏 5,150 円、B 氏 3,280 円、C 氏 2,570 円

※このほか、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から 2 年が経過しており、法令に基づく賦課決定の期間制限により、保険料の減額（還付）を行えないものが 1 世帯 3,090 円判明している。

4 原因

システムの構築時のプログラムミスによるもの。

5 判明後の対応

対象の方に電話・文書等により、謝罪と説明を行うとともに、速やかに保険料の減額・還付処理を進める。

6 再発防止策

- ・システムの構築を行う際には、システム関連部署や業者とのコミュニケーションを密にし、構築の内容に疑義が生じないよう十分な調整を図っていくこととする。
- ・仕様通りに正しく構築されているかについて、テストを含めて複数人での確認作業を徹底する。

【問い合わせ先】

保健福祉局保険医療部保険運営担当課 樋口・濱井
電話：211-2952、ファクス：218-5182